

項 目 別	技能訓練所 (強制工作受處分人)		少年矯正學校 (受感化教育學生)		看 守 所		少年觀護所		戒 治 所		
	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 校 人 數	月 在 (校 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	月 容 受 (於 戒 治 年) 人 底 分 所 暫 人 收 之 數
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
107年	73	119	475	791	8,682	2,536	3,511	302	481	341	-
108年	64	133	473	662	8,164	2,374	3,443	303	397	272	-
109年	105	176	475	706	7,434	2,245	3,507	318	346	255	-
110年	132	-	362	636	6,707	2,255	2,742	316	2,208	932	-
11月	12	219	31	615	662	2,340	267	361	186	843	-
12月	2	-	39	636	585	2,255	245	316	183	932	-
111年1-11月	-	-	372	593	6,265	2,207	2,496	281	1,521	880	-
較上年同期±%	-100.0	-100.0	15.2	-3.6	2.3	-5.7	-0.0	-22.2	-24.9	4.4	-
1月	-	-	45	603	638	2,117	239	269	185	988	-
2月	-	-	26	599	341	2,027	176	276	105	1,021	-
3月	-	-	32	607	659	2,039	259	287	126	1,076	-
4月	-	-	38	615	493	2,052	220	283	181	1,118	-
5月	-	-	26	626	539	2,010	171	233	163	1,096	-
6月	-	-	36	645	543	2,057	239	266	126	1,043	-
7月	-	-	28	608	700	2,201	263	296	100	973	-
8月	-	-	37	590	583	2,125	247	280	172	965	-
9月	-	-	35	585	523	2,095	220	278	151	987	-
10月	-	-	32	582	534	2,100	214	265	119	976	-
11月	-	-	37	593	712	2,207	248	281	93	880	-

(續下表)

項 目 別	成 年 勒 戒 處 所					少 年 勒 戒 處 所					少年矯正學校	
	新 入 所 人 數	實 際 出 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數		有 傾 繼 向 續 移 送 戒 治 用	無 傾 繼 向 續 施 出 所 用	新 入 所 人 數	實 際 出 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數		新 入 校 人 數	月 在 (校 年) 人 底 數
			有 傾 繼 向 續 移 送 戒 治 用	無 傾 繼 向 續 施 出 所 用					有 傾 繼 向 續 移 送 戒 治 用	無 傾 繼 向 續 施 出 所 用		
107年	5,001	5,140	474	4,664	494	10	17	-	17	-	160	423
108年	3,784	3,859	383	3,475	369	2	2	1	1	-	121	375
109年	3,674	3,203	339	2,864	788	7	5	-	5	2	127	335
110年	12,559	11,428	2,185	9,242	1,810	3	5	-	5	-	251	738
11月	1,569	1,395	184	1,211	2,021	-	1	-	1	-	32	719
12月	1,469	1,664	184	1,479	1,810	-	-	-	-	-	42	738
111年1-11月	12,561	12,934	1,506	11,424	1,221	2	2	-	2	-	397	719
較上年同期±%	13.3	32.5	-24.7	47.2	-39.6	-33.3	-60.0	-	-60.0	-	90.0	-
1月	1,028	1,542	185	1,356	1,278	-	-	-	-	-	49	711
2月	1,138	975	104	871	1,431	1	-	-	-	1	26	712
3月	1,600	1,187	125	1,062	1,829	-	-	-	-	1	37	728
4月	1,217	1,439	180	1,258	1,591	-	1	-	1	-	40	738
5月	1,133	1,307	161	1,144	1,363	-	-	-	-	-	31	750
6月	1,126	1,107	125	982	1,343	-	-	-	-	-	37	770
7月	1,261	1,026	99	927	1,560	-	-	-	-	-	30	731
8月	1,092	1,296	168	1,128	1,343	-	-	-	-	-	39	715
9月	938	1,119	149	970	1,146	-	-	-	-	-	38	713
10月	1,035	907	118	789	1,263	1	-	-	-	1	33	707
11月	993	1,029	92	937	1,221	-	1	-	1	-	37	719

說明：1.110年12月10日司法院釋字第812號解釋宣告強制工作處分違憲，嗣後即無該類收容人。

(續完)

2.勒戒處所實際出所人數含有繼續施用毒品傾向移送戒治、無繼續施用毒品傾向出所、裁定不付觀察勒戒或逾期不為裁定者。

3.少年矯正學校明陽中學收容執行刑罰之學生(少年受刑人)，誠正中學及110年8月1日由桃園少輔院、彰化少輔院改制之敦品、勵志中學收容受感化教育學生。